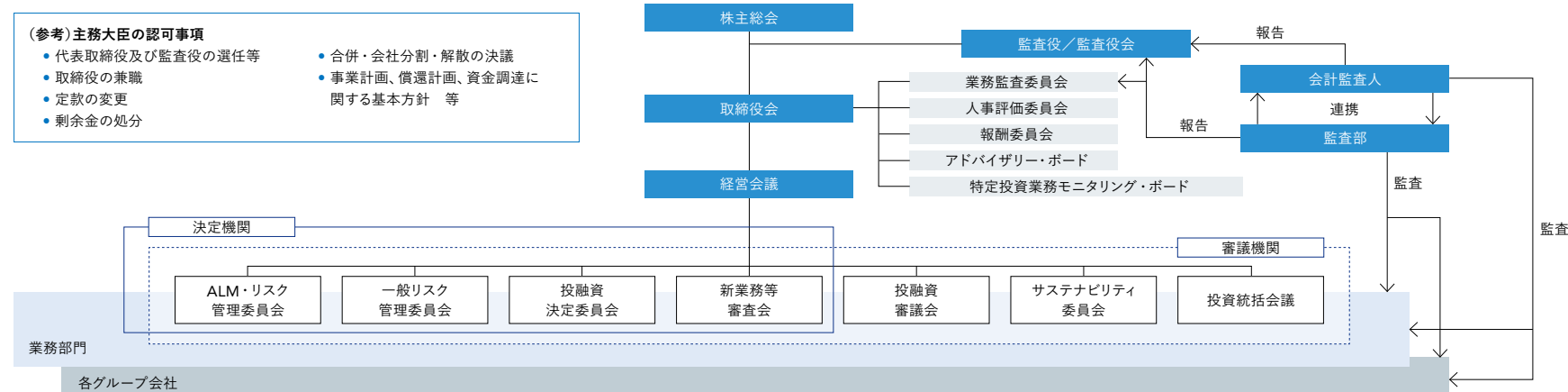


ガバナンス

DBJグループの特色を活かしたビジネスモデルを支える、独自のガバナンス機能を有しています。

コーポレート・ガバナンス体制



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは株式会社日本政策投資銀行法(DBJ法)において、下記の通り、その目的を規定されています。

DBJ法 第一条

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、(中略)長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

上記目的の適切な遂行と、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を目指すサステナビリティ経営を実現すべく、取締役会・監査役(監査役会)設置会社としての通常の経営監督機能に加え、独自のガバナンス機能を有しています。

2015年のDBJ法改正において、業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務づけられたこと、特定投資業務が創設されたことを踏まえ、「取締役会」の諮問機関として、社外有識者及び社外取締役により構成される「アドバイザリー・ボード」、社外有識者により構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を設置し、経営全般への助言や民間金融機関との適正な競争関係の確保に関する

審議・評価、特定投資業務の政策目的との整合性を含む業務実績等の審議・評価を受けています。

DBJグループの企業理念のもと、業務の適正及び経営の健全性を確保するとともに、効果的かつ効率的な業務運営を行うため、「関係会社管理規程」においてグループ経営管理に関する基本的事項を定め、一体性のあるグループ経営管理を実施しています。主要グループ会社については、DBJの基本方針及び規程を準用して経営管理を行うことを基本とし、内部態勢の整備に関して、必要な指導・助言を行うとともに、業務運営に関する重要な事項については、事前協議または報告を受けることとしています。また、主要グループ会社における法令等遵守、リスク管理、顧客保護等の状況や、DBJの内部監査部署が実施した主要グループ会社

に対する内部監査の結果については、随時または定期的に取締役会に報告を行っています。なお、グループ会社等の経営管理においては、法令等に抵触しない範囲で実施することに加え、DBJグループとの間で生じた利益相反に起因して、お客様の利益を不当に害することがないよう、「利益相反管理規程」の考え方にに基づき、適切に対応しています。

取締役会

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保の観点から、そのうち2名を社外取締役としています。

取締役会においては、経営計画、事業計画及び予算等の経営戦略や、企業理念、サステナビリティ、投融資等に関する基本方針等の決定等を行うとともに、投融資実績や統合リスクの状況等について報告を受けるなど、業務執行状況の監督を実施しています。

2023年度は取締役会を14回開催し、右記の決議、報告等がなされました。

決議事項	37件	2024年度事業計画・総合予算等の決定 - 重要な内部規程の改定 等
報告事項	38件	- 投融資実績 - 統合リスクの状況 2024年度投資方針 等

取締役会の諮問機関

DBJの経営における透明性・客観性を確保する観点から、下記の実務取締役の諮問機関等を設置しています。

業務監査委員会

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、2023年度においては、2回開催しています。

報酬委員会

取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を社外役員とする報酬委員会を設置し、DBJの実務取締役の報酬制度等について審議を行うとともに、DBJにふさわしい報酬制度のあり方等について検討を行っています。

DBJにおける役員報酬の基本的な考え方は以下の通りです。

- 役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること
- DBJの経済価値と社会価値の実現に向けた、単年度及び中長期的な取組への動機づけとすること

コーポレート・ガバナンス体制一覧表

機関設計の形態	取締役会・監査役 (監査役会)設置会社
取締役の人数	10名
うち、社外取締役の人数	2名
当事業年度の 取締役会開催回数	14回

監査役の数	5名
うち、社外監査役の数	3名
当事業年度の 監査役会開催回数	15回
執行役員制度の採用	有
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

これらの基本的考え方に基づき、DBJの役員報酬は、「固定報酬」「役員賞与(業績連動報酬)」「役員退職慰労金」で構成しています。

①「固定報酬」は、役職に基づく額を毎月支給しています。

②「役員賞与」は、各取締役の年度の業務実績に基づき支給するものであり、役職に基づく基準額に、連結当期純利益の目標額に対する達成度に応じて予め定めた支給率に応じ決定される定量評価部分、及び各取締役の担当部門の業績達成度等を総合的に勘案し予め定めた支給率に応じ決定される定性評価部分により構成されています。なお、業績指標としては、DBJの業績を最も正確に反映すると考えられることから、連結当期純利益を採用しています。

③「役員退職慰労金」は、各役員の中長期の功労に対し退任時に支給しています。

取締役の報酬構成については、以下の通りです。

常勤取締役については、「固定報酬」「役員賞与」に加えて「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤取締役については、独立性の観点から「固定報酬」に一本化しています。

監査役の報酬構成については、常勤監査役は「固定報酬」に加えて「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤監査役については、「固定報酬」に一本化しています。

取締役の報酬等の額は、取締役の報酬に関する社会的動向、DBJの業績、職員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役の職位及び職責に応じ、報酬委員会での審議を踏まえて、株主総会にて承認された報酬上限額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しています。取締役の報酬にかかる総額は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、その上限を年460百万円とすることが決議されており、取締役の員数は、定款において、13人以内と定められています。取締役会は、透明性及び客観性を確保するため取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の諮問を経ていること、取締役各人の報酬は連結当期純利益をはじめ多面的な評価に基づき決定される旨説明されていることから、2008年10月1日制定(2010年6月29日最終改正)の取締役報酬規程及び2023年6月28日付取締役会決議に基づき、代表取締役(取締役会長・取締役社長・取締役副社長)に対し

て、取締役各人の報酬の決定を一任しています。なお、役員退職慰労金は、株主総会の決議を経て支給しています。また、監査役の報酬にかかる総額は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、その上限を年130百万円とすることが決議され、この範囲内で監査役の協議を経て決定しています。監査役の員数は、定款において、5人以内と定められています。

報酬委員会は、2008年に、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から設置しています。メンバーの過半を社外役員で構成することで、独立社外役員の適切な関与と助言を得られる体制としています。

2023年度開催回数	
2回	
報酬委員会構成員(2024年6月末時点)	
太田 充	代表取締役
地下 誠二	代表取締役
進藤 孝生	社外取締役
齋木 尚子	社外取締役
佐藤 仁	社外監査役

2023年度役員報酬*1

区分	支給人数 (名)	報酬等*2 (百万円)
取締役(社外取締役を除く)	10	237
監査役(社外監査役を除く)	4	41
社外役員	7	61
計	21	340

*1 役員退職慰労金の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

*2 支給人数及び報酬等の額には、当事業年度に退任した取締役1名及び辞任した取締役2名ならびに辞任した監査役3名が含まれています。

人事評価委員会

社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任等にかかる人事案の評価を行っています。

2023年度開催回数	
1回	
人事評価委員会構成員(2024年6月末時点)	
秋池 玲子	ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表
秋野 哲也	株式会社常陽銀行 取締役頭取(代表取締役)
井手 博	株式会社IHI代表取締役社長 最高経営責任者
國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長
齋木 尚子	社外取締役
進藤 孝生	社外取締役
原田 一之	京浜急行電鉄株式会社取締役会長(代表取締役)

アドバイザー・ボード

2008年10月に株式会社として設立されて以来、経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置してきました。2015年DBJ法改正において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務づけられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を受けることとしています。同ボードは産業、インフラ、地域、

金融分野などの社外有識者と社外取締役により構成されています。

2023年度に2回開催した同ボードにおいては、主に、2023年度(第16期)事業計画に基づく第5次中期経営計画で掲げる施策の実績化や、リスクマネー供給者の裾野拡大に向けて引き続き取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。

これらを踏まえ、民間金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー提供等にかかる積極的なノウハウ提供等を引き続き行うとともに、DBJグループの機能を活用しながらお客様の課題解決へ取り組むこととしています。今後も適切なモニタリングに努め、意見交換会の実施等を通じて、民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進していきます。

社外有識者(五十音順、敬称略、2024年6月末時点)

秋池 玲子	ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表
秋野 哲也	株式会社常陽銀行 取締役頭取(代表取締役)
井手 博	株式会社IHI代表取締役社長 最高経営責任者
國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長
原田 一之	京浜急行電鉄株式会社取締役会長(代表取締役)

社外取締役(敬称略、2024年6月末時点)

進藤 孝生	日本製鉄株式会社相談役
齋木 尚子	外務省参与

特定投資業務モニタリング・ボード

2015年DBJ法改正において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を受けるため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。同ボードは民間金融機関及び資本市場関係者などの社外有識者により構成されています。

また、他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況等を検証するため、(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会及び(一社)第二地方銀行協会(会員の民間金融機関を含む)との間で定期的に意見交換会を実施しています。

2023年度に2回開催した同ボードでは、特定投資業務に関して、1兆円超の投融資決定を行うなど順調に業務が進捗し、民間の呼び水効果も着実に表れていることに加え、新型コロナウイルス感染拡大におけるリスクマネー供給につきご評価いただいたほか、引き続き地域金融機関との連携、スタートアップ支援及びカーボンニュートラルの実現に資する事例の積み上げを含め、民間金融機関からのリスクマネー供給の推進に努められたいとの意見がありました。

これらを踏まえ、地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等にかかるノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案

件の横展開を進めるとともに、DBJが知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めます。

また、スタートアップの創出・育成、オープンイノベーションの推進及びグリーン社会の実現に資する事業等への取組に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、リスクマネーの供給を一層強化していきます。

社外有識者（五十音順、敬称略、2024年6月末時点）

秋野 哲也	株式会社常陽銀行 取締役頭取（代表取締役）
遠藤 信博	日本電気株式会社特別顧問
國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長
田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長
辻 松雄	一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事
津曲 貞利	日本瓦斯株式会社代表取締役社長

経営会議

取締役会より業務執行の決定権限等を委任する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、経営に関する重要事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議します。なお、2023年度においては、25回開催しています。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として、各種委員会等を設置しています。

経営会議傘下の委員会等

名称	役割
ALM・リスク管理委員会	ポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議
一般リスク管理委員会	オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定及び審議
投融資決定委員会	投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議ならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する決定及び審議
新業務等審査会	新業務等の取組の開始に関する決定及び審議
投融資審議会	投融資案件の事前審議及びモニタリングならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議
サステナビリティ委員会	経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議
投資統括会議	投資案件に関するモニタリング及びその高度化ならびに投資方針の企画立案に関する審議

監査

■ 監査役会及び監査役

監査役会は5名の監査役で構成され、会社法の規定に基づき、半数以上（3名）は社外監査役としています。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。監査役会及び監査役は、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、本支店各部・グループ会社の往査等を行っています。

社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

■ 内部監査の実施

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しています。監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。なお、2024年6月26日時点の監査部の人員は21名です。

■ 会計監査の実施

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法第396条第1項及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、会計監査を受けています。

■ 三様監査

DBJでは、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

コンプライアンス

コンプライアンスに関する基本的な考え方

コンプライアンスは経営の根幹であり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体となるものであって、企業理念を实践するうえで組織の各レベルにおいて適切な管理が求められるものであると考えています。そして、役職員一人ひとりが主体的・能動的に業務に取り組むなかで、コンプライアンスマインドを育むことによって実現されるものであると考えています。

業務運営とコンプライアンス

DBJグループは、融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の業務を一体的に展開するユニークな金融グループであり、グループ内連携をより一層強化しながら、能動的かつ先進的な業務戦略・基盤戦略を構築しています。DBJは、金融機関としてお客様の期待に応えることを第一の責務として、お客様と密にコミュニケーションを取りながら、法令等遵守にとどまらず、私たちに對する社会からの要請に感度を持ち、顧客本位の業務運営を行うとともに、これらを遂行していくうえで現業部門・管理部門・内部監査部門の三線が共にコンダクトリスク抑制に向けて適切に機能することでコンプライアンスを全うしながら業務を実施しています。また、企業理念を実現するためグループ役職員の判断・行動の基準として行動基準を定め、役職員一人ひとりが経済価値と社会価値を追求しながら業務を行っています。

コンプライアンス態勢の概要

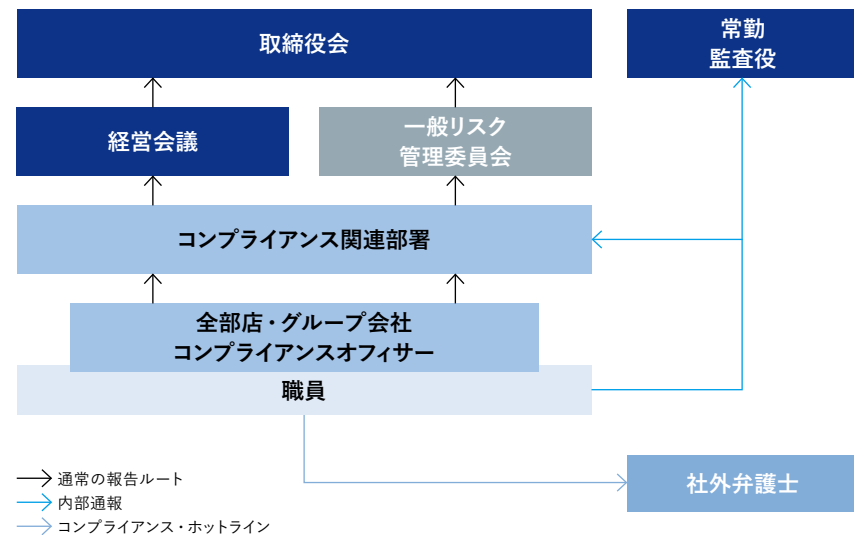
コンプライアンスに関する基本方針や規程類を定めるとともに、役職員一人ひとりがコンプライアンスを实践するため、コンプライアンスマニュアルを策定、配布し、研修・説明会の実施等によりその内容の周知徹底を図っています。また、年度ごとにDBJグループ各社でコンプライアンスプログラムを策定し、各社の実情に沿ってコンプライアンスに関する具体的な行動計画を实践し、検証しています。

コンプライアンス関連部署を設置し、経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を実施しています。また、各部署の役職員によるコンプライアンス確保のため、各部署にコンプライアンスオフィサーを置いています。コンプライアンスオフィサーは、内部管理責任者として内部管理を行うとともに部店内のコンプライアンスに関する事項を総括し、コンプ

ライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。コンプライアンス関連部署は、コンプライアンスオフィサーを通じ、必要に応じて各部署に助言・指導等を行うことで、コンプライアンスの確保に努めています。さらに、コンプライアンスに関する問題を早期に把握し解決するため、通常の職制ラインによる報告ルートとは別に、コンプライアンス関連部署や常勤監査役に内部通報窓口を設けているほか、法律事務所にも社外窓口を設置しています。

なお、改正公益通報者保護法を踏まえて通報者保護を徹底するとともに、制度の更なる信頼性向上を図っているほか、グループ各社においてもDBJに準じた通報対応が実現できるよう態勢整備を進めています。

コンプライアンス レポートライン



DBJグループの具体的な取組

法令等遵守をお客様からの信頼の維持、業務の健全性及び適切性確保のため必要不可欠なものであると考えており、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。役職員は、公共的使命と社会的責任の重みを深く自覚するなかでコンダクトリスクの抑制に向けて意識を涵養し、リスクマネーの供給や時代を先取りする取組においても、あらゆる法令やルールを遵守するとどまらず、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。

インサイダー取引未然防止態勢

投融資一体型の金融サービスを提供するうえで、インサイダー取引規制の遵守が信頼維持のために不可欠なものであると考えています。役職員の株券等の売買等について規程を設けているほか、投資業務における厳格な取引の確認・執行手続や調査業務における会社情報の慎重な管理や取り扱いを定め、インサイダー取引未然防止態勢を構築しています。

反社会的勢力等との関係遮断

「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する」旨の基本方針のもと、規程類の整備や研修実施等の徹底に努めています。個別事案ごとに丁寧にリスクを把握・管理し、必要に応じて外部専門機関とも連携しながら、適切に対処しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

グローバルな事業を展開するなかで、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性を認識しており、FATF(Financial Action Task Force)や監督当局の視点に沿った、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を進めています。為替取引の取り扱いがなく預金を受け入れていませんが、その業態等に応じたリスク評価を実施し、リスクに応じた対策を実施しています。適切な手続実施のための態勢確保や定期的なリスク管理業務の実施に加え、役職員の研修実施等の徹底にも努めています。また、諸施策について検証を実施し、継続的に態勢強化を図っています。

腐敗行為の防止に向けた取組

DBJの公共性に鑑みて、DBJ法には役職員が職務に関し不正な報酬を收受してはならない旨の定めが設けられているほか、内部規程類にて役職員が取引先等と接触する際の留意事項を定めています。また、DBJによる腐敗行為の防止のみならず、利用する第三者や投融資等の関係者が腐敗行為に関与することを防止するための取組を行っています。

顧客保護に関する方針

「お客様視点」を重要な行動基準のひとつとして定め、お客様本位の業務運営を目指すなかで、お客様の保護及び利便性の向上の観点のみならず、業務の健全性及び適切性の観点から、顧客保護に関する基本方針を策定し、顧客保護等管理態勢を整備しています。役職員は、お客様への適切かつ十分な情報提供や説明等を通じてお客様のサポートを実施しています。

利益相反管理

融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の金融サービスをお客様に提供するうえで、DBJグループの利益を優先してお客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれのある取引について取引類型やリスクの程度に応じて管理する態勢を構築しています。また、取引に際して、お客様から同意を取得する際には、適切かつ十分な説明を実施するなどの措置を講じています。

顧客情報管理

グループ会社との顧客情報の共有に関する規制やインサイダー取引未然防止、利益相反管理といった法令上の要請にとどまらず、お客様からの信頼維持の観点から、顧客情報の管理には細心の注意を払っており、顧客情報を慎重に取り扱うための管理態勢やシステムを構築しています。

取締役、監査役及び執行役員(2024年6月末時点)

取締役



代表取締役会長

太田 充

1983年 大蔵省入省
2020年 財務事務次官
2023年 当行代表取締役副社長
2024年 当行代表取締役会長



代表取締役社長

地下 誠二

1986年 日本開発銀行入行
2011年 当行特命担当執行役員
2013年 当行執行役員経営企画部長
2015年 当行常務執行役員
2018年 当行取締役常務執行役員
2020年 当行代表取締役副社長
2022年 当行代表取締役社長



代表取締役副社長

杉元 宣文

1988年 日本開発銀行入行
2013年 当行秘書室長
2015年 当行執行役員経営企画部長
2018年 当行常務執行役員
2020年 当行取締役常務執行役員
2022年 当行代表取締役副社長



取締役常務執行役員

村上 努

1988年 日本開発銀行入行
2012年 当行ストラクチャード
ファイナンスグループ長
2015年 当行秘書室長
2017年 当行執行役員人事部長
2019年 当行常務執行役員
2021年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

清水 博

1988年 日本開発銀行入行
2013年 当行シンジケーショングループ長
2015年 当行地域企画部長
2016年 当行執行役員業務企画部長
2018年 当行常務執行役員(関西支店長)
2021年 当行常務執行役員
2023年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

高澤 利康

1990年 日本開発銀行入行
2015年 当行企業金融第4部長
2017年 当行秘書室長
2018年 当行執行役員経営企画部長
2021年 当行常務執行役員(関西支店長)
2023年 当行常務執行役員
2024年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

田原 泰雅

1990年 大蔵省入省
2023年 財務省東北財務局長
2024年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

小林 真五

1993年 日本開発銀行入行
2017年 当行経営企画部担当部長
2018年 当行秘書役
2021年 当行執行役員人事部長
2024年 当行取締役常務執行役員



社外取締役

進藤 孝生

2023年 当行取締役



社外取締役

齋木 尚子

2020年 当行監査役
2023年 当行取締役

* 男性13名 女性2名(取締役・監査役のうち女性の比率13.3%)

* 社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について、該当事項はありません。

* 取締役 進藤 孝生氏及び齋木 尚子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

* 社外取締役である進藤 孝生氏は日本製鉄株式会社の相談役ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、日本製鉄株式会社との通常の営業取引があります。また、社外取締役である齋木 尚子氏は双日株式会社の社外取締役ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、双日株式会社との通常の営業取引があります。

* 当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

監査役



常勤監査役
池田 和重

1991年 日本開発銀行入行
2015年 当行管理部長
2017年 DBJリアルエステート株式会社 代表取締役社長
2018年 当行人事担当部長
2020年 当行執行役員(内部監査担当)
2021年 DBJデジタルソリューションズ株式会社
(旧 株式会社コンシスト)
代表取締役 社長執行役員
2023年 当行常勤監査役



常勤監査役
中村 航洋

1992年 日本開発銀行入行
2016年 当行南九州支店長
2019年 当行経理部長
2021年 当行九州支店長
2023年 当行常勤監査役



常勤監査役(社外)
佐藤 仁

1984年 住友信託銀行株式会社入社
2015年 三井住友信託銀行株式会社
常務執行役員
2021年 三井住友信託銀行株式会社
取締役専務執行役員
2022年 当行常勤監査役



社外監査役
道垣内 正人

2020年 当行監査役



社外監査役
金子 裕子

2023年 当行監査役

* 監査役 佐藤 仁氏、道垣内 正人氏及び金子 裕子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

* 社外監査役である金子 裕子氏は神奈川中央交通株式会社の社外取締役及び三菱HCキャピタル株式会社の社外取締役ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、神奈川中央交通株式会社及び三菱HCキャピタル株式会社との通常の営業取引があります。その他の社外監査役と、当行との間に特別な利害関係はありません。

執行役員(取締役兼務者を除く)

常務執行役員
増田 真男

企業金融第2部、設備投資研究所担当

常務執行役員
原田 文代

GX関連部署統括、企業金融第4部・
企業金融第5部補佐、南九州支店、
産業調査部、地域調査部担当

常務執行役員
高田 佳幸

都市開発部、アセットファイナンス部、
東北支店、北陸支店担当

常務執行役員
牧 裕文

関西支店、中国支店、
四国支店、九州支店担当

常務執行役員
大野 伸治

企業金融第6部、
東海支店担当

常務執行役員
森 裕一郎

企業金融第5部、
ストラクチャードファイナンス部、
シンジケーション・クレジット業務部担当

常務執行役員
松浦 哲哉

企業金融第1部担当

常務執行役員
箕輪 留以

企業金融第3部、北海道支店、
新潟支店担当

常務執行役員
金指 和彦

企業金融第4部担当

執行役員
西尾 勲

金融法人担当

執行役員
宮永 匡

執行役員設備投資研究所副所長

執行役員
成清 正和

執行役員経営企画部長

執行役員
梶村 毅

執行役員審査部長

執行役員
伊東 徹二

執行役員企業金融第5部長

執行役員
松岡 基嗣

内部監査担当

執行役員
春日 義之

執行役員業務企画部長

執行役員
矢端 謙介

執行役員情報企画部長

執行役員
三ヶ山 正明

執行役員人事部長

社外取締役メッセージ

社外取締役
進藤 孝生

2023年より社外取締役を務めることとなりました。これまで、特定投資業務モニタリング・ボードにおいてDBJグループの適切な業務遂行についてコメントさせていただいておりましたが、不確実性を増す時代において社会課題が多岐にわたるなかで、課題解決に向けた貢献を進めていくDBJグループの組織運営につき、ガバナンス面を含めた多角的な視点から助言できるよう、その任をしっかりと果たしてまいります。

社外取締役
齋木 尚子

2023年社外取締役を拝命しました。重責に身の引き締まる思いです。厳しさを増す国際情勢及び多様化するリスクを踏まえ、これまでの知見を活かし、中長期的視点に基づくガバナンス強化のために積極的役割を果たしてまいります。カーボンニュートラルの達成を含むグローバルな課題解決に向けた取組や、多様なステークホルダーの皆様との対話に基づく協働など、DBJグループの追求する経済価値と社会価値の両立に向けて、適切に助言、監督を行っていきたくと考えております。